

【参考資料 3-1】

【基本原則の補足資料】

前述の景観配慮の基本原則について、更に理解等を深めるため、整備対象施設の周辺土地利用状況及び観点場からの写真等を参考に示す。

(1) 除去・遮蔽

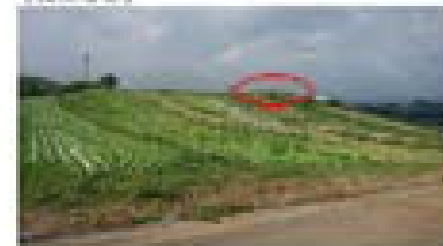
①ファームボンドを地下埋設した例

国営かんがい排水事業 馬淵川沿岸地区 上室向ファームボンド（沼手第一戸町）

新設するファームボンドが当該地の従来から突出し周辺景観に違和感をもたらす可能性があったため、地下埋設により構造物を隠すことで良好な景観を維持している。



【観点場①】



②施設を植樹により遮蔽した例

県営農業集落排水事業 長洲地区 農業集落排水施設（岐阜県可児市）

新設する農業集落排水施設の建屋等が林地等で構成される周辺景観に違和感をもたらす可能性があったため、植樹を行うことにより、建屋等を遮蔽し良好な景観を維持している。



【観点場①】



【参考資料 3-1】

【基本原則の補足資料】

前述の景観配慮の基本原則について、さらに理解等を深めるため、整備対象施設の周辺土地利用状況及び観点場からの写真等を参考に示す。

(1) 除去・遮蔽

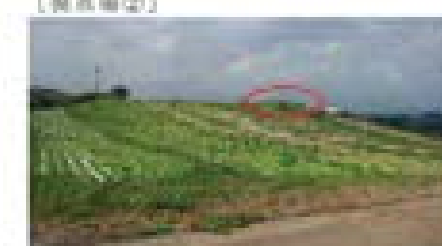
①ファームボンドを地下埋設した例

国営かんがい排水事業 馬淵川沿岸地区 上室向ファームボンド（沼手第一戸町）

新設するファームボンドが当該地の従来から突出し周辺景観を阻害する要因となる恐れがあったため、地下埋設により構造物を隠すことで良好な景観を維持している。



【観点場①】



②施設を植樹により遮蔽した例

県営農業集落排水事業 長洲地区 農業集落排水施設（岐阜県可児市）

新設する農業集落排水施設の建屋等が林地等で構成される周辺景観の阻害要因となる恐れがあったため、植樹を行うことにより、建屋等を遮蔽し良好な景観を維持している。



【観点場①】



(2) 修景・美化

① 建物の形状、色彩を周辺景観と調和させた例
 国営かんがい排水事業 伊是名地区 中央管理所（沖縄県伊是名村）
 新設する管理施設建物の形状、色彩を地域の伝統的な建屋様式である赤瓦屋根とすることにより、周辺景観になじませ、違和感を軽減させている。

【観点場①】



【観点場②】



② 法面への植栽により美化面を追加した例
 国営かんがい排水事業 小田川二期地区 小田川ダム（青森県五所川原市）
 ダム管理施設周辺のコンクリート法面保護工の改修に際し、植栽による緑化工法により、美化面を加え周辺の緑地景観に違和感を与えない配慮を行っている。

【観点場①】



(2) 修景・美化

① 建物の形状、色彩を周辺景観と調和させた例
 国営かんがい排水事業 伊是名地区 中央管理所（沖縄県伊是名村）
 新設する管理施設建物の形状、色彩を地域の伝統的な建屋様式である赤瓦屋根とすることにより、周辺景観になじませ、違和感を軽減させている。

【観点場①】

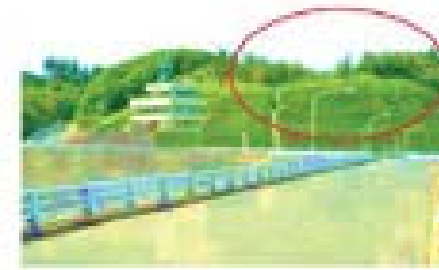


【観点場②】



② 法面への植栽により美化面を追加した例
 国営かんがい排水事業 小田川二期地区 小田川ダム（青森県五所川原市）
 ダム管理施設周辺のコンクリート法面保護工の改修に際し、植栽による緑化工法により、美化面を加え周辺の緑地景観に違和感を与えない配慮を行っている。

【観点場①】



(3) 保全

① 棚田の景観を保全した例

農用地総合整備事業 美濃南部区域 横立団地（岐阜県恵那市）

区画整理に際し、可能な限り現状の区画形状に配慮した整備を行うことによって、美しい棚田の景観を保全した。



【観点場①】



【観点場②】



② 水路橋を現状のまま整備し保全した例

駅官地域用水環境整備事業（歴史的施設保全型） 通潤橋地区 通潤橋（熊本県山鹿町）

老朽化した水路橋の補修に際し、施設の歴史上の文化的価値に配慮し、既存の石管、石橋構造のまま整備し農村の文化的価値を保全した。



【観点場①】



【観点場②】



(3) 保全

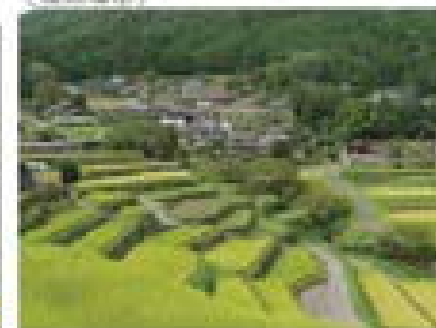
① 棚田の景観を保全した例

農用地総合整備事業 美濃南部区域 横立団地（岐阜県恵那市）

区画整理に際し、可能な限り現状の区画形状に配慮した整備を行うことによって、美しい棚田の景観を保全した。



【観点場①】



【観点場②】



② 水路橋を現状のまま整備し保全した例

駅官地域用水環境整備事業（歴史的施設保全型） 通潤橋地区 通潤橋（熊本県山鹿町）

老朽化した水路橋の補修に際し、施設の歴史上の文化的価値に配慮し、既存の石管、石橋構造のまま整備し農村の文化的価値を保全した。



【観点場①】



【観点場②】



(4) 創造

管水路上部利用により親水空間を創造した例
 国営かんがい排水事業 九瀬竜川下流地区 右岸幹線用水路、**国営かんがい排水事業 九瀬竜川下流地区（龍井駅水戸市町）**
 関水路から管水路への改修に際し、管水路の地下埋設により生じた水路上部敷地に自然石等を用いた親水水路（せせらぎ水路）と広場等を設け、地域住民の憩いの場を付加し、新たな空間調和を創造している。



【観点場①】



【観点場②】



【せせらぎ水路断面イメージ】



(4) 創造

管水路上部利用により親水空間を創造した例
 国営かんがい排水事業 九瀬竜川下流地区 右岸幹線用水路、**国営かんがい排水事業 九瀬竜川下流地区（龍井駅水戸市町）**
 関水路から管水路への改修に際し、管水路の地下埋設により生じた水路上部敷地に自然石等を用いた親水水路（せせらぎ水路）と広場等を設け、地域住民の憩いの場を付加し、新たな空間調和を創造している。



【観点場①】



【観点場②】



【せせらぎ水路断面イメージ】



【参考事例 3-1】

【複数の基本原則に該当する検討例】

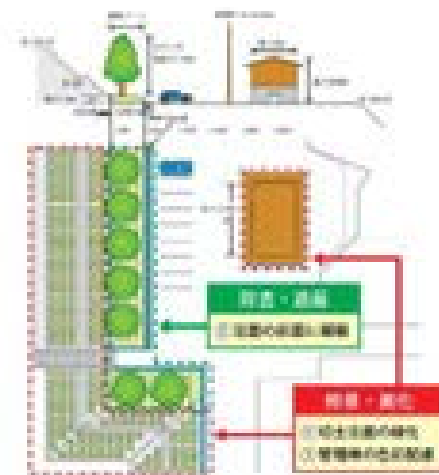
(国営かんがい排水事業 佐渡地区 杵山ダム (新潟県佐渡市))

ダムの新設に当たり、左岸の切土法面及びその保護工であるコンクリート法面の露出等による周辺の景観への影響を緩和するため、①切土法面の緑化 (修景・美化) 及び、②法面の前面に植樹 (除去・遮蔽) を行うとともに、③管理棟の色彩配慮 (修景・美化) を行っている。

切土法面の緑化は、植物による自然的な要素により法面の露出を防ぎ、人工素材のコンクリート法面の無機質な質感を和らげるとともに、その生長により法面を覆い隠すものとなっている。

加えて、前面への植樹は、更なる遮蔽の効果を生み出すとともに、樹種として選定された、在来のカジノキ (タサキコウゾ属) は、古来より神木として多く用いられるものであり文化的な要素を生み出し、ダム堤体や森林となじむよう明度・彩度を抑えた落ち着いた色調とした管理棟建築と相まって、良好な景観を形成している。

このように、視点場となるダム天端管理用道路からの眺望は、複数の基本原則を組み合わせることにより、各々の対策の効果が相乗的に発揮し、単一の配慮対策と比べより一層周辺の景観となじむものとなっている。



【整備直後の状況】



(対面天端部分)

【整備から4年後】



【参考事例 3-1】

【複数の基本原則に該当する検討例】

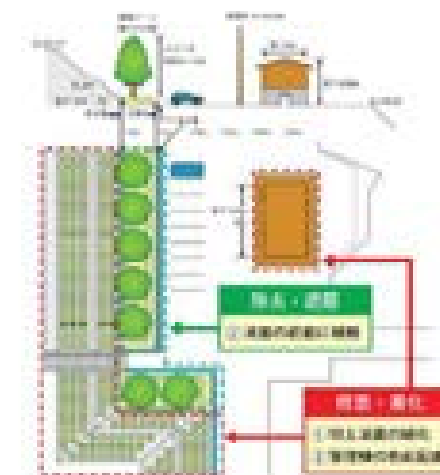
(国営かんがい排水事業 佐渡地区 杵山ダム (新潟県佐渡市))

ダムの新設に当たり、左岸の切土法面及びその保護工であるコンクリート法面の露出等による周辺の景観への影響を緩和するため、①切土法面の緑化 (修景・美化) 及び、②法面の前面に植樹 (除去・遮蔽) を行うとともに、③管理棟の色彩配慮 (修景・美化) を行っている。

切土法面の緑化は、植物による自然的な要素により法面の露出を防ぎ、人工素材のコンクリート法面の無機質な質感を和らげるとともに、その生長により法面を覆い隠すものとなっている。

加えて、前面への植樹は、更なる遮蔽の効果を生み出すとともに、樹種として選定された、在来のカジノキ (タサキコウゾ属) は、古来より神木として多く用いられるものであり文化的な要素を生み出し、ダム堤体や森林となじむよう明度・彩度を抑えた落ち着いた色調とした管理棟建築と相まって、良好な景観を形成している。

この様に、視点場となるダム天端管理用道路からの眺望は、複数の基本原則を組み合わせることにより、各々の対策の効果が相乗的に発揮し、単一の配慮対策と比べより一層周辺の景観となじむものとなっている。



【整備直後の状況】



(対面天端部分)

【状況 (整備から4年後)】



2. 景観配慮対策の進め方

景観配慮対策の検討は、以下の手順で進める。

- ①調査：景観計画等の既存計画の確認とともに、地域景観特性などの概況把握を行う概査の後、整備対象施設周辺の景観特性や事業実施による周辺景観への影響の把握を行う精査を実施する。
- ②計画：調査で確認された既存計画等の内容を踏まえつつ、整備対象施設の景観配慮方針となる景観に配慮した計画（以下「景観配慮計画」という。）を作成する。
- ③設計：景観配慮計画の内容を踏まえた、具体的な景観との調和に配慮した設計案を作成する。さらに、設計案に対する地域住民や有識者等からの意見を踏まえつつ、景観との調和に配慮した設計を決定する。
- ④施工及び維持管理：整備対象施設の施工の留意事項を取りまとめ、関係者間で周知徹底を図るとともに、施工中の住民参加施策などについても検討し、施設の維持管理における地域住民など多様な主体が参加した体制づくりを進め、施設の定期的な点検、維持などによる適切な維持管理を図る。



図 3-3 景観配慮対策フロー

注1) 「デザインコード」

「農村における景観配慮の技術マニュアルーデザインコード活用手法ー（国土建設定手続）」（以下「景観配慮の技術マニュアル」という。）では、景観を構成する要素の「あり方」及びその「組み合わせ」についての規定的な約束事（「配置」、「色」、「形」、「素材」、「生物種」の共通性）とされており、景観との調和を検討する上で重要な手掛かりとなるものである。

2. 景観配慮対策の進め方

景観配慮対策の検討は、以下の手順で進める。

(1) 調査

景観計画等の既存計画の確認とともに、地域景観特性などの概況把握を行う概査の後、整備対象施設周辺の景観特性や事業実施による周辺景観への影響の把握を行う精査を実施する。

(2) 計画

調査で確認された既存計画等の内容を踏まえつつ、整備対象施設の景観配慮方針となる「景観配慮計画」を作成する。

(3) 設計

景観配慮計画の内容を踏まえた、具体的な景観との調和に配慮した設計案を作成する。さらに、設計案に対する地域住民や有識者等からの意見等を踏まえつつ、景観との調和に配慮した設計を決定する。

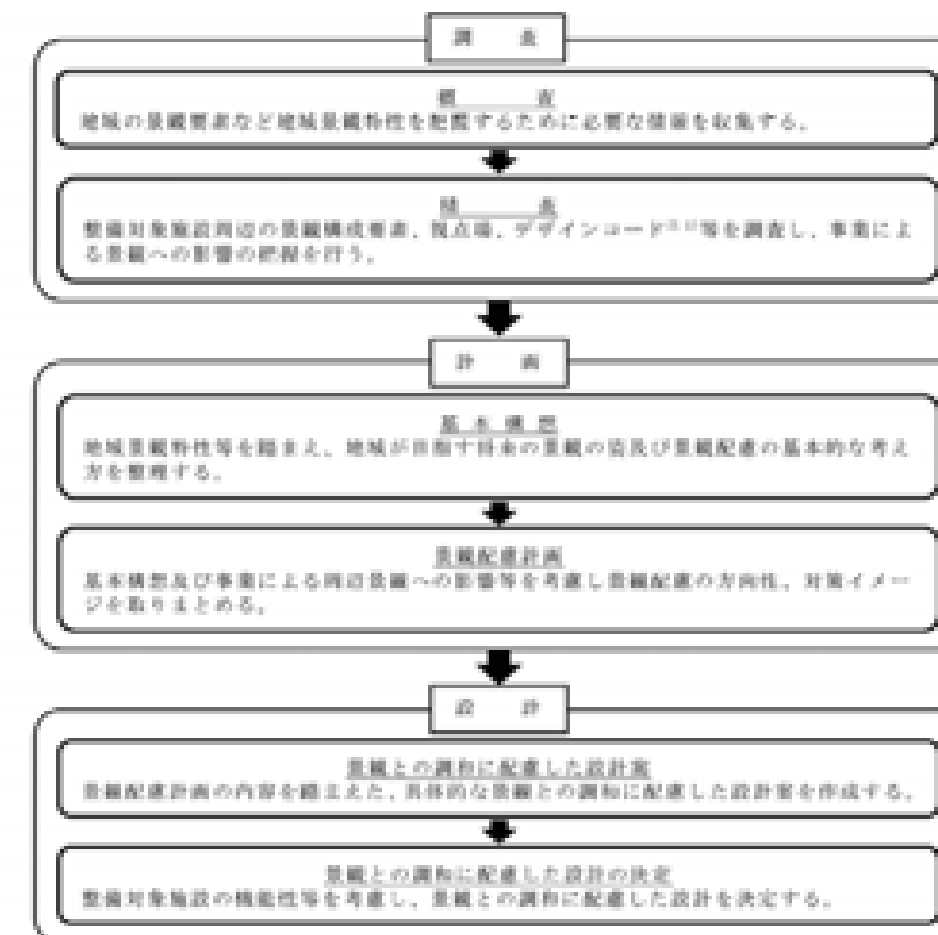


図 3-2 景観配慮対策フロー

注1) 「デザインコード」

「農村における景観配慮の技術マニュアルーデザインコード活用手法ー（国土建設定手続）」（以下「景観配慮の技術マニュアル」という。）では、景観を構成する要素の「あり方」及びその「組み合わせ」についての規定的な約束事（「配置」、「色」、「形」、「素材」、「生物種」の共通性）とされており、景観との調和を検討する上で重要な手掛かりとなるものである。

3. 景観配慮の取組における住民等の参画の重要性

地域において、景観形成の取組を将来にわたり持続するためには、地域住民が地域の景観を地域資源であると認識することが重要となる。

このため、事業主体は、農家を含む地域住民、多面的機能支払交付金の活動組織、市町村、土地改良区、NPO、有識者（学識経験者、研究機関の職員、郷土史家、コンサルタント等）が参画する協議会等の組織をつくり、地域の景観形成を成り立たせている仕組みや、歴史的な意味合いについて検討を行うなど地域が一体となった取組となるよう努めるものとする。事業主体は協議会の場合等を通じ、景観配慮対策について有識者等の助言を得て、様々な意見の調整を行うことが重要である。

さらに、ワークショップや集落・環境点検（集落点検）、植栽など、様々な機会を通じて、地域景観についての認識や景観形成の意識の醸成を図り、事業完了後も継続的に地域が主体となった景観形成の取組が展開されるようにすることが求められる。こうした地域の主体性を育む方策として、調査や住民参加型直営施工など“実体験が伴う作業場面での参加”の機会を設け、地域住民の景観配慮対策への理解や施設等への受容感の醸成、地域における景観形成にかかるスキルアップや組織づくりを支援することも重要となる。

また、景観配慮対策におけるワークショップ等の地域住民との協議の場では、地域の景観の状況や景観配慮対策の意図、さらに整備対象施設の耐久性、必要となる管理作業等のメリットとデメリットを地域住民に丁寧に説明し、地域の意向を把握することが重要となる。こうした地域住民との協議の場では、景観配慮対策の検討を充実させるために、自治会長や多面的機能支払交付金の活動組織、地域リーダー等地域活動を担う人材の参加を促すことが望ましい。

維持管理体制の検討に当たっては、地域住民等が施設をどのように利用していくかといった視点が重要となることから、状況に応じて施設利用に関係する組織や主体を管理体制に組み込むといった方策も選択肢の一つとなる。

【参考資料 3-2】

【地域住民等の参画による景観配慮の取組体制】



3. 景観配慮の取組における住民等の参画の重要性

地域において、景観形成の取組を将来にわたり持続するためには、地域住民が地域の景観を地域資源であると認識することが重要となる。

このため、事業主体は、農家を含む地域住民、多面的機能支払交付金制度等の活動組織、市町村、土地改良区、NPO、有識者（学識経験者、研究機関の職員、郷土史家、コンサルタント等）等が参画する協議会等の組織をつくり、地域の景観形成を成り立たせている仕組みや、歴史的な意味合いについて検討を行うなど地域が一体となった取組となるよう努めるものとする。事業主体は協議会の場合等を通じ、景観配慮対策について有識者等の助言を得て、様々な意見の調整を行うことが重要である。

さらに、ワークショップや集落・環境点検（集落点検）、植栽など、様々な機会を通じて、地域景観についての認識や景観形成の意識の醸成を図り、事業完了後も継続的に地域が主体となった景観形成の取組が展開されるようにすることが求められる。こうした地域の主体性を育む方策として、調査や住民参加型直営施工など“実体験が伴う作業場面での参加”の機会を設け、地域住民の景観配慮対策への理解や施設等への受容感の醸成、地域における景観形成にかかるスキルアップや組織づくりを支援することも重要となる。

また、景観配慮対策におけるワークショップ等の地域住民との協議の場では、地域の景観の状況や景観配慮対策の意図、さらに整備対象施設の耐久性、必要となる管理作業等のメリットとデメリットを地域住民に丁寧に説明し、地域の意向を把握することが重要となる。こうした地域住民との協議の場では、景観配慮対策の検討を充実させるために、自治会長や多面的機能支払交付金制度等の活動組織、地域リーダー等地域活動を担う人材の参加を促すことが望ましい。

維持管理体制の検討に当たっては、地域住民等が施設をどのように利用していくかといった視点が重要となることから、状況に応じて施設利用に関係する組織や主体を管理体制に組み込むといった方策も選択肢の一つとなる。

【参考資料 3-2】

【地域住民等の参画による景観配慮の取組体制】



第4章 調査及び計画

4.1 調査

4.1.1 調査の進め方

調査では、地域の景観に関する情報を収集し、景観の特性及び事業による景観への影響の把握等を段階的に行う。
概査により、地域全体の景観的な特徴の把握など概略的な検討を行い、精査により整備対象施設周辺を対象とする詳細な調査を実施する。

【解 説】

1. 調査の目的

調査は、地域の景観特性やデザインコード等を把握するとともに、地域の景観形成の方向性等を明らかにする上で必要な情報や事業による周辺景観への影響の把握などを行うための情報や資料を収集・整理、分析することを目的とする。

2. 調査の手順

(1) 概査の実施

概査では、事業区域の関係市町村等を調査の範囲として、文献、聞き取り調査、地域景観に関する各種計画の収集等により地域景観特性の概況（景観構成要素及びデザインコード等）を整理する。特に、現在の地域景観となった成り立ちや要因を把握する視点も重要である。

(2) 精査の実施

精査では、概査結果を踏まえて、整備対象施設の周辺を調査の範囲として、現地踏査や聞き取り調査などの詳細な調査を行い、整備対象施設周辺の景観特性及び事業による周辺景観への影響等の把握を行う。

3. 調査の留意点

調査段階から地域住民が参加し、地域の景観特性の再認識が行われるよう促すとともに、有識者等との十分な連携を図りながら調査を進めていくことが望ましい。
また、景観に関する情報は、気象や季節等、時間的な変化を伴うものが多いこと、物的情報に人文情報が複合的に絡まり、視覚では捉えられない意味のある空間を形成していること、視点と視対象の関係によっては情報が変化すること等を意識しながら調査を実施する必要がある。

第4章 調査及び計画

4.1 調査

4.1.1 調査の進め方

調査では、地域の景観に関する情報を収集し、景観の特性及び事業による景観への影響の把握等を段階的に行う。
概査により、地域全体の景観的な特徴の把握など概略的な検討を行い、精査により整備対象施設周辺を対象とする詳細な調査を実施する。

【解 説】

1. 調査の目的

調査は、地域の景観特性やデザインコード等を把握するとともに、地域の景観形成の方向性等を明らかにする上で必要な情報や事業による周辺景観への影響の把握などを行うための情報や資料を収集・整理、分析することを目的とする。

2. 調査の手順

(1) 概査の実施

概査では、事業区域の関係市町村等を調査の範囲として、文献、聞き取り調査、地域景観に関する各種計画の収集等により地域景観特性の概況（景観構成要素及びデザインコード等）を整理する。特に、現在の地域景観となった成り立ちや要因を把握する視点も重要である。

(2) 精査の実施

精査では、概査結果を踏まえて、整備対象施設の周辺を調査の範囲として、現地踏査や聞き取り調査などの詳細な調査を行い、整備対象施設周辺の景観特性及び事業による周辺景観への影響等の把握を行う。

3. 調査の留意点

調査段階から地域住民が参加し、地域の景観特性の再認識が行われるよう促すとともに、有識者等との十分な連携を図りながら調査を進めていくことが望ましい。
また、景観に関する情報は、気象や季節等、時間的な変化を伴うものが多いこと、物的情報に人文情報が複合的に絡まり、視覚では捉えられない意味のある空間を形成していること、視点と視対象の関係によっては情報が変化すること等を意識しながら調査を実施する必要がある。

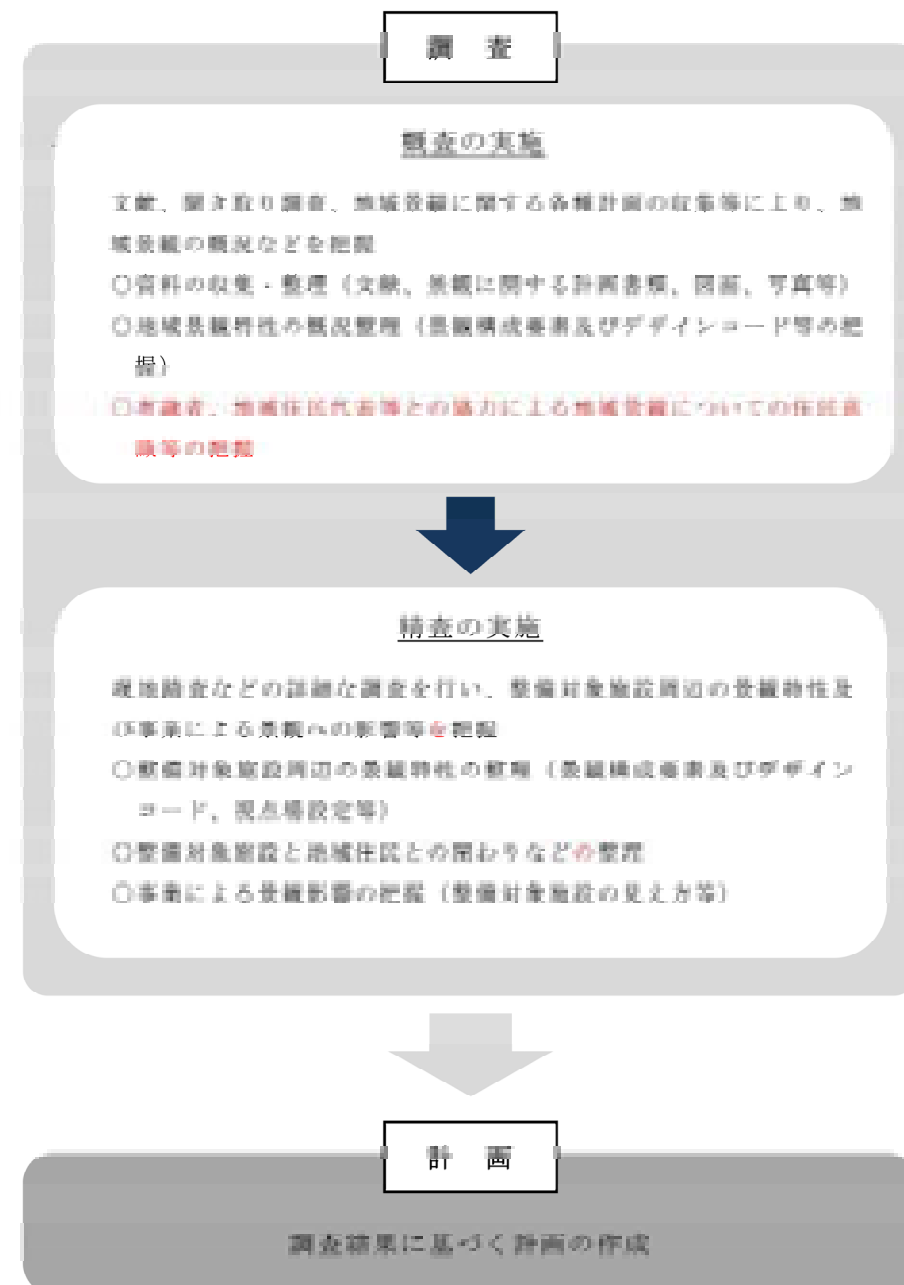


図 4-1 調査フロー

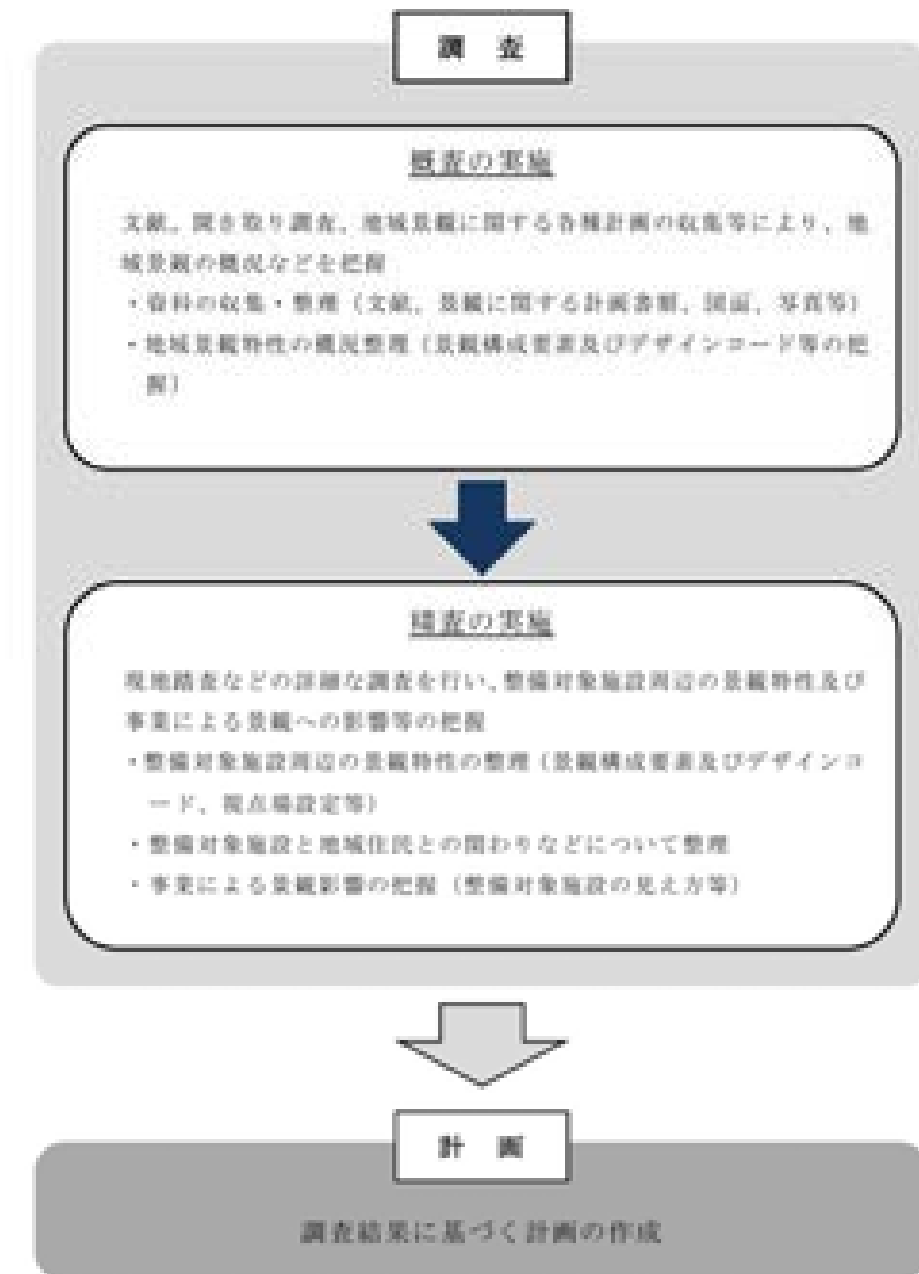


図 4-1 調査フロー

4.1.2 概査の実施

田園環境整備マスタープラン等の既存計画・調査結果、地図資料などの文献調査を主として、必要に応じて現地踏査や聞き取り調査を実施し、地域景観の概況を把握する。

【解 説】

1. 概査の目的

概査は地域景観に関する情報を収集し、地域景観特性の把握とともに、ポイントを絞った精査及び景観配慮対策の検討を行うために地域景観に関する情報等の整理を行うものである。

2. 概査の内容

概査では、関係する地域において、田園環境整備マスタープラン、景観計画等の計画書、地形、土地利用、公共施設の位置等に関する図面、既存の空中写真、地域景観に係る写真、郷土史等の文献を収集するとともに、清掃活動や花壇づくり等の景観形成に係る地域活動などの情報を収集し整理する。なお、必要に応じて地域住民への聞き取り調査やアンケート調査などを実施し、地域景観に関する情報収集を行う。特に、地域景観の成り立ちの要因を把握することが重要である。

【参考資料 4-1】

〔概査において有効な文献・資料例〕

文献・資料名	概 要
田園環境整備マスタープラン、農村景観計画	市町村において作成されている農村地域の環境保全に関する基本計画。
景観条例、景観計画、景観ガイドライン	景観行政団体が良好な景観の形成を図るため、区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定める条例及び計画等。
地域計画	地域の話し合いにより調査の目的や取組方を考え、それぞれの地域の調査の範囲に合わせたマスタープランとなるもの。
市町村総合計画	市町村の町づくりの基本的な計画であり、市町村の編成や都市計画、環境等の全ての計画の基本となるもの。
都市計画	都市計画法の規定に基づき、都道府県又は市町村が定めるものであり、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画。
緑の基本計画	都市緑地法に規定される「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として策定するもので、市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画。
公園計画、管理計画	自然公園の保護と利用を適正に行うために国立・国定公園、都道府県立自然公園等ごとに作成されるもので、施設の種類や配置、規制の範囲を定めており、規制計画と事業計画に大別される。
地形図	国土地理院により 1/25,000 地形図、空中写真等をデジタルデータとした「電子国土基本図」を整備。地図情報、オルソ画像、地名情報の3種類の情報が提供されており、インターネット上で閲覧も可能。また近年では、インターネットにより様々な地形に関する情報が容易に閲覧可能である。
土地利用基本計画図	都道府県における土地利用の方向性や、各地域区分の土地利用の調整等に関する事項を定めた土地利用基本計画書の添付図であり、国土交通省よりインターネット上で閲覧可能となっている。
空中写真	市町村などが保有する既存の空中写真のほか、インターネット上で様々なものが配信されている。また、最近では小型ドローン（ドローン）を用いた撮影も有効である。
農林漁村に関わる景観百選等	農林本産型むらづくり推進員（公益財団法人日本農林漁業振興会）、ため池百選（農林本産型）、蔵本百選（全国本土型ネット）、ゆきや蔵本百選（農林本産型）など、農村景観に関係する様々なコンクール等が行われている。
市町村誌(史)	市町村の歴史について編纂した書物であり、市町村のホームページ等に縮小版が掲載されていることも多い。
土地改良区誌(史)・水利誌(史)・事業誌(史)	地域（地区）の土地改良事業の成立過程や水利施設等の建設経緯などの情報が掲載されている。

4.1.2 概査の実施

田園環境整備マスタープラン等の既存計画・調査結果、地図資料などの文献調査を主として、必要に応じて現地踏査や聞き取り調査を実施し、地域景観の概況を把握する。

【解 説】

1. 概査の目的

概査は地域景観に関する情報を収集し、地域景観特性の把握とともに、ポイントを絞った精査及び景観配慮対策の検討を行うために地域景観に関する情報等の整理を行うものである。

2. 概査の内容

概査では、関係する地域において、田園環境整備マスタープラン、景観計画等の計画書、地形、土地利用、公共施設等の位置等に関する図面、既存の空中写真、地域景観に係る写真、郷土史等の文献などを収集するとともに、清掃活動や花壇づくり等の景観形成に係る地域活動などの情報を収集し整理する。なお、必要に応じて地域住民等への聞き取り調査やアンケート調査などを実施し、地域景観に関する情報収集を行う。特に、地域景観の成り立ちの要因を把握することが重要である。

【参考資料 4-1】

〔概査において有効な文献・資料例〕

文献・資料名	概 要
田園環境整備マスタープラン、農村景観計画	市町村において作成されている農村地域の環境保全に関する基本計画。
景観条例、景観計画、景観ガイドライン	景観行政団体が良好な景観の形成を図るため、区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定める条例及び計画等。
市町村総合計画	市町村の町づくりの基本的な計画であり、市町村の編成や都市計画、環境等の全ての計画の基本となるもの。
都市計画	都市計画法の規定に基づき、都道府県又は市町村が定めるものであり、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画。
緑の基本計画	都市緑地法に規定される「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として策定するもので、市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画。
公園計画、管理計画	自然公園の保護と利用を適正に行うために国立・国定公園、都道府県立自然公園等に作成されるもので、施設の種類や配置、規制の範囲を定めており、規制計画と事業計画に大別される。
地形図	国土地理院により 1/25,000 地形図、空中写真等をデジタルデータとした「電子国土基本図」を整備。地図情報、オルソ画像、地名情報の3種類の情報が提供されており、インターネット上で閲覧も可能。また近年では、インターネットにより様々な地形に関する情報が容易に閲覧可能である。
土地利用基本計画図	都道府県における土地利用の方向性や、各地域区分の土地利用の調整等に関する事項を定めた土地利用基本計画書の添付図であり、国土交通省よりインターネット上で閲覧可能となっている。
空中写真	市町村などが保有する既存の空中写真のほか、インターネット上で様々なものが配信されている。また、最近では小型ドローン（ドローン）を用いた撮影も有効である。
農林漁村に関わる景観百選等	農林本産型むらづくり推進員（公益財団法人農村開発企画委員会）、農林本産型（公益財団法人日本農林漁業振興会）、ため池百選（農林本産型）、蔵本百選（全国本土型ネット）、日本の棚田百選（農林本産型）など、農村景観に関係する様々なコンクール等が行われている。
市町村誌(史)	市町村の歴史について編纂した書物であり、市町村のホームページ等に縮小版が記載されていることも多い。
土地改良区誌(史)・水利誌(史)・事業誌(史)	地域（地区）の土地改良事業の成立過程や水利施設等の建設経緯などの情報が掲載されている。

(1) 関係計画の確認

関係市町村において景観計画等の地域景観に関する計画がある場合は、景観形成等に関する方針や整備対象施設周辺の規制等を把握し取りまとめる。

【参考資料 4-2】

【関係計画の整理例】

名 称	〇〇市景観計画		
目 的	区域設定	区域設定の基本的な考え方	該当する整備対象施設
市民、事業者、設計者・施工者、行政の協働による景観まちづくりを創出し、風情と魅力ある景観を継承・発展させること。	景観計画区域（計画景観域）	周辺の一体的な広がりのあるまとまった農地等については、周辺の自然環境とともに貴重な農業景観として、その保全に努める。また、都市計画区域等と連携しながら、建築物・工作物等の景観誘導や公共空間の景観・緑化等により、調致的で良好な景観を保全する。	〇〇排水機場 〇〇雨水機場
制限行為等			
行為等の種類		対象規模、基準等	
【建築物の建設等】 建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。		【建築物の建設等】 高さが 10m を超えるもの又は市街化区域内における土地面積が 3,000 ㎡以上のもの。 市街化区域外における土地面積が 1,500 ㎡以上のもの。	
【工作物の建設等】 工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。		【工作物の建設等】 高さが 10m を超えるもの。 屋敷面に設置されるもので高さが 1.5m を超えるもの。 ただし、太陽光発電設備等については、高さ 10m を超える建築物に設置するもの又はマニピュレータ面積の合計が 50 ㎡を超えるもの。	

名 称	自然公園法（〇〇国立公園）〇〇地域管理計画書		
目 的	区域設定	区域設定の基本的な考え方	該当する整備対象施設
自然環境の保全と安全で快適な公園利用を図ること。	〇〇管理計画区域第2種特別地域、第3種特別地域	〇〇地区における自然とのふれあいに関する利用拠点として休耕地など関係機関の協力を得ながら管理を進めるべき計画区。	〇〇ダム
	〇〇〇管理計画区域特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域	山岳利用を主とする管理計画区であることから、山岳環境の保全を優先した上で登山者の安全確保に配慮する必要がある計画区。	〇〇ダム
制限行為等			
行為等の種類		対象規模、基準等	
各管理計画区域共通管理方針	【工作物の建設等】 工作物の新築、改築、又は増築	【建築物の基準】 【デザイン、色彩及び材料】 ア 屋根：デザイン：10%以上の均配を有する切妻、入母屋及び寄棟 イ 屋根：色彩：こげ茶 ウ 壁面：白色又は茶褐色。材料は木材、石材等の自然材料又はこれに似したもの。 【植栽緑化】 ア 工事に当たっては既存樹木を可能な限り保存し、やむを得ず支障木が生ずる場合には、趣向これを移植する。 イ 工事に伴いやむを得ず生じた裸地や、現在裸地となっている場所は、樹高、幹周、土壌等の自然条件、隣接等を考慮しこの地域に生育する植物により植栽緑化する。 ウ 草本類による緑化は、原則としてノシバ、チガヤ、ススキ等この地域に生育する植物によるものとする。 エ 建築物周辺地において、その地域の景観維持や野生生物の生息環境を配慮して必要と判断されるものを残存の対象とする。	
	〇〇管理計画区	【工作物の建設等】 ア 公道上必要な施設及び農林漁業関連施設以外の新設は認めない。 イ 建築物が年間開閉庫小屋としての機能を果たすもので、必要と認められる場合は、屋根の色彩をこげ茶以外でも可とする。	
〇〇〇管理計画区	【工作物の建設等】 工作物の新築、改築、又は増築	【工作物の建設等】 全域について、既存施設の維持管理及び農林漁業関連施設以外の新設は認めない。	

(1) 関係計画等の確認

関係市町村等において景観計画等の地域景観に関する計画等がある場合は、景観形成等に関する方針や整備対象施設周辺の規制等を把握し取りまとめる。

【参考資料 4-2】

【関係計画等の整理例】

名 称	〇〇市景観計画		
目 的	区域設定	区域設定の基本的な考え方	該当する整備対象施設
市民、事業者、設計者・施工者、行政の協働による景観まちづくりを創出し、風情と魅力ある景観を継承・発展させること。	景観計画区域（計画景観域）	周辺の一体的な広がりのあるまとまった農地等については、周辺の自然環境とともに貴重な農業景観として、その保全に努める。また、都市計画区域等と連携しながら、建築物・工作物等の景観誘導や公共空間の景観・緑化等により、調致的で良好な景観を保全する。	〇〇排水機場 〇〇雨水機場
制限行為等			
行為等の種類		対象規模、基準等	
【建築物の建設等】 建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。		【建築物の建設等】 高さが 10m を超えるもの又は市街化区域内における土地面積が 3,000 ㎡以上のもの。 市街化区域外における土地面積が 1,500 ㎡以上のもの。	
【工作物の建設等】 工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。		【工作物の建設等】 高さが 10m を超えるもの。 屋敷面に設置されるもので高さが 1.5m を超えるもの。 ただし、太陽光発電設備等については、高さ 10m を超える建築物に設置するもの又はマニピュレータ面積の合計が 50 ㎡を超えるもの。	

名 称	自然公園法（〇〇国立公園）〇〇地域管理計画書		
目 的	区域設定	区域設定の基本的な考え方	該当する整備対象施設
自然環境の保全と安全で快適な公園利用を図ること。	〇〇〇管理計画区域第2種特別地域、第3種特別地域	〇〇〇地区における自然とのふれあいに関する利用拠点として休耕地など関係機関の協力を得ながら管理を進めるべき計画区。	〇〇〇ダム
	〇〇〇〇管理計画区域特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域	山岳利用を主とする管理計画区であることから、山岳環境の保全を優先したうえで登山者の安全確保に配慮する必要がある計画区。	〇〇〇ダム
制限行為等			
行為等の種類		対象規模、基準等	
各管理計画区域共通管理方針	【工作物の建設等】 工作物の新築、改築、又は増築	【建築物の基準】 【デザイン、色彩及び材料】 ア 屋根：1）デザイン：10%以上の均配を有する切妻、入母屋及び寄棟。 イ 屋根：2）色彩：こげ茶 ウ 壁面：白色又は茶褐色。材料は木材、石材等の自然材料又はこれに似したもの。 【植栽緑化】 ア 工事に当たっては既存樹木を可能な限り保存し、やむを得ず支障木が生ずる場合には、趣向これを移植する。 イ 工事に伴いやむを得ず生じた裸地や、現在裸地となっている場所は、樹高、幹周、土壌等の自然条件、隣接等を考慮しこの地域に生育する植物により植栽緑化する。 ウ 草本類による緑化は、原則としてノシバ、チガヤ、ススキ等この地域に生育する植物によるものとする。 エ 建築物周辺地において、その地域の景観維持や野生生物の生息環境を配慮して必要と判断されるものを残存の対象とする。	
	〇〇〇管理計画区	【工作物の建設等】 ア 公道上必要な施設及び農林漁業関連施設以外の新設は認めない。 イ 建築物が年間開閉庫小屋としての機能を果たすもので、必要と認められる場合は、屋根の色彩をこげ茶以外でも可とする。	
〇〇〇〇管理計画区	【工作物の建設等】 工作物の新築、改築、又は増築	【工作物の建設等】 全域について、既存施設の維持管理及び農林漁業関連施設以外の新設は認めない。	

(2) 地域景観の概況把握

景観配慮計画の概定などに活用するため、自然環境、土地利用、歴史、文化及び地域景観を特徴付けるデザインコード等について、概査で収集する資料等により、地域景観の概況を把握する。なお、法面の緑化の検討が必要な場合は、種の選定の際、地域で推奨する植物や外来種について聞き取りや文献等で把握することが必要である。

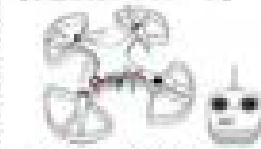
【参考資料 4-3】

【無人航空機（小型 UAV）の活用による景観の概況把握】

近年、マルチコプター（電動マルチローターヘリコプター）に代表されるラジコン操作可能な小型 UAV（ドローン）が注目を集めており、技術の進歩に伴う高性能化と低価格化により様々な分野において普及が進んでいる。農業農村の現場においても、小型 UAV で撮影した空中写真等の活用が、測量や施設の点検・メンテナンスまで、様々な分野で活用されている。

小型 UAV による空撮は、必要な時期、必要な場所の広範囲な情報の収集が可能で、広範囲な地域を対象とした景観情報の収集や、整備対象施設の見え方などの三次元的な検討が必要となる景観配慮に関わる現地調査においても有効である。

【小型 UAV のイメージ】



■マルチコプターの例（電動マルチローターヘリコプター）
重量：約 1kg 程度（バッテリー含む）
巡航速度：約 15m/s（水平）
航続時間：約 25 分
目視距離限界：約 500m 程度
耐風速度：約 5m/s 程度
電波距離限界：約 1,000m 程度

【上空から斜めに地上を撮影した空中写真】



【上空から直下を撮影した空中写真】



1. 飛行撮影の留意点

小型 UAV による飛行撮影に当たっては、安全対策の徹底と法令の遵守に留意しつつ行わなければならない。人家のある場所（市街地）、人通りのある場所では飛行しない、天候（特に風）などには細心の注意を払い、無理な飛行はしないなど、十分な余裕を持った飛行計画が必要であり、バッテリー残量の確認、コンパスキャリブレーションなど機体の安全確認や操作技術の訓練などが必要である。

関係法令には航空法や電波法などがあるが、関係法令改正の動きにも十分留意する必要がある。航空法の一部改正（令和 3 年 6 月 11 日施行）により、ドローン等の無人航空機の機体認証制度、操縦ライセンス制度等が創設され、規制対象となる無人航空機の重量（機体本体とバッテリーの重量の合計）も 100g 以上と定められた。詳細については、国土交通省のホームページなどにおいて、最新の情報を確認することができる。

(2) 地域景観の概況把握

景観配慮計画の概定などに活用するため、自然環境、土地利用、歴史、文化及び地域景観を特徴付けるデザインコード等について、概査で収集する資料等により、地域景観の概況を把握する。なお、法面の緑化などの検討が必要な場合は、種の選定の際、地域で推奨する植物や外来種について聞き取りや文献等で把握することが必要である。

【参考資料 4-3】

【無人航空機（小型 UAV）の活用による景観の概況把握】

近年、マルチコプター（電動マルチローターヘリコプター）に代表されるラジコン操作可能な小型 UAV（Unmanned Aerial Vehicle：無人航空機）（通称ドローン）が注目を集めており、技術の進歩に伴う高性能化と低価格化により様々な分野において普及が進んでいる。農業農村の現場においても、小型 UAV で撮影した空中写真等の活用が、測量や施設の点検・メンテナンスまで、様々な分野で活用されている。

小型 UAV による空撮は、必要な時期、必要な場所の広範囲な情報の収集が可能で、広範囲な地域を対象とした景観情報の収集や、整備対象施設等の見え方などの三次元的な検討が必要となる景観配慮に関わる現地調査においても有効である。

【小型 UAV のイメージ】



■マルチコプターの例
重量：約 1kg 程度（バッテリー含む）
巡航速度：約 15m/s（水平）
航続時間：約 25 分
目視距離限界：約 500m 程度
耐風速度：約 5m/s 程度
電波距離限界：約 1,000m 程度

【上空から斜めに地上を撮影した空中写真】



【上空から直下を撮影した空中写真】



1. 飛行撮影の留意点

小型 UAV による飛行撮影に当たっては、安全対策の徹底と法令の遵守に留意しつつ行わなければならない。人家のある場所（市街地）、人通りのある場所では飛行しない、天候（特に風）などには細心の注意を払い、無理な飛行はしないなど、十分な余裕を持った飛行計画が必要であり、バッテリー残量の確認、コンパスキャリブレーションなど機体の安全確認や操作技術の訓練などが必要である。

また、関係法令には航空法や電波法などがあるが、航空法については近年の小型 UAV 普及に伴い、関係部分改正（平成 27 年 12 月 16 日施行）されるなど、関係法令の動きにも十分留意する必要がある。詳細については、国土交通省等のホームページなどにおいて、最新の情報を確認することができる。